令和7年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和8年7月１５日

ページ	改定前（令和8年7月31日まで適用）	改定後（令和8年8月1日以降適用）
Ⅰ-9-①-1 第１編　総則 第９章 土木請負工事における現場環境改善費の積算		

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適 用 の 範 囲
周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で、実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

改定

3. 積 算 方 法
（1） 現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を行う場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$K = i \cdot Pi + \alpha$

ただし　K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）
i ：現場環境改善費率（単位：%，小数第３位四捨五入２位止め）
Pi ：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）
なお，対象額が５億円を超える場合は５億円とする。
α ：積上げ計上分（単位 円，1000 円未満切り捨て）

対象額 ： Pi		現場環境改善費率 ： i （%）	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	５億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P\ i^{-0.201}$
	５億円を超える場合	1.73	0.71

改定

ロ．率に計上されるものは，別表－１の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係，営繕関係，安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用である。
実施内容が、標準的な現場環境改善で５項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。
また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

改定

ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，（２）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

改定

ニ．なお，経費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。
ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適 用 の 範 囲
周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

3. 積 算 方 法
（1） 現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を行う場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$K = i \cdot Pi + \alpha$

ただし　K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）
i ：現場環境改善費率（単位：%，小数第３位四捨五入２位止め）
Pi ：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）
なお，対象額が５億円を超える場合は５億円とする。
α ：積上げ計上分（単位 円，1000 円未満切り捨て）

対象額 ： Pi		現場環境改善費率 ： i （%）	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	５億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P\ i^{-0.202}$
	５億円を超える場合	1.38	0.57

ロ．率に計上されるものは，別表－１の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係，営繕関係，安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの内容を基本とした費用である。
実施内容が、標準的な現場環境改善で４項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。
また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，（２）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。
ニ．なお，経費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。
ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

令和7年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和8年7月１５日

ページ	改定前（令和8年7月31日まで適用）	改定後（令和8年8月1日以降適用）
Ⅰ-9-①-1 第１編　総則 第９章 土木請負工事における現場環境改善費の積算	（２）熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については，率分での計上ではなく，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。なお，積み上げ計上をする場合は，現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し，率分で計上される額の 50%を上限とする。 （３）　設計変更について 率に計上されるものについては，設計変更を行わないものとする。ただし，対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また，積上げ計上分（α）については，内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。 ［別表－1］ 計上費目 ／ 実施する内容（率計上分） 現場環境改善（仮設備関係）：１．用水・電力等の供給設備，２．緑化・花壇，３．ライトアップ施設 ４．見学路及び椅子の設置，５．昇降設備の充実，６．環境負荷の低減 現場環境改善（営繕関係）：１．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２．労働宿舎の快適化 ３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室），４．現場休憩所の快適化 ５．健康関連設備及び厚生施設の充実等 現場環境改善（安全関係）：１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２．盗難防止対策（警報器等） ３．携帯電話の圏外地域における非常時等の通信手段確保（衛星通信等）※ 地域連携：１．完成予想図，２．工法説明図，３．工事工程表 ４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ７．パンフレット・工法説明ビデオ ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む），９．社会貢献 ※森林整備課所管の工事では、共通仮設費の安全費に計上ができるため、この内容を除く。 4.　その他 現場環境改善費の計上方法は、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領について（通知）」によること。 「観光地等における工事施工中の景観配慮について（通知）」により，景観配慮型仮設物を設置する場合は，当該通知により現場環境改善費を計上するものとする。	（２）熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については，率分での計上ではなく，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。なお，積み上げ計上は，現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し，（１）イ．の算出式により算出される現場環境改善費の 100%を上限とする。なお，工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても，熱中症対策・防寒対策が必要な場合は，積み上げ計上することができるものとする。 改定 （３）　設計変更について 率に計上されるものについては，設計変更を行わないものとする。ただし，対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また，積上げ計上分（α）については，内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。 ［別表－1］ 計上費目 ／ 実施する内容（率計上分） 現場環境改善（仮設備関係）：１．昇降設備の充実，２．環境対策の充実，３．ICT 設備の充実 ４．作業負荷の低減 現場環境改善（営繕関係）：１．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２．労働宿舎の充実 ３．現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） ４．衛生設備・厚生施設の充実等 ５．現場事務所等への木材利用（森林整備課所管工事のみ対象） 改定 現場環境改善（安全関係）：１．工事標識・照明等安全施設の充実 ２．盗難防止対策 ３．携帯電話の圏外地域における非常時等の通信手段確保（衛星通信等）※ ４．健康関連施設の充実、５．野生生物・害虫対策等 地域連携：１．広報活動等（完成予想図，パンフレット，工法説明，PR 看板等） ２．見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ３．社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ４．現場景観向上（美装化・デザイン看板等） ※森林整備課所管の工事では、共通仮設費の安全費に計上ができるため、この内容を除く。 4.　その他 現場環境改善費の計上方法は、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」によること。 「観光地等における施工中の景観配慮について」により，景観配慮型仮設物を設置する場合は，当該通知により現場環境改善費を計上するものとする。 削除

令和7年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和8年7月１５日

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改定前（令和8年7月31日まで適用）</th><th>改定後（令和8年8月1日以降適用）</th></tr>
<tr>
<td>12-1
第12編　空港
第12-1編　空港土木
第７章 空港請負工事における
現場環境改善費の積算</td>
<td>別表第3
一 般 管 理 費 率 等
(1) 前払金支出割合が 35%を超える場合
<table>
<tr><td>工 事 原 価</td><td>500 万円以下</td><td>500 万円を超え 30 億円以下</td><td>30 億円を超えるもの</td></tr>
<tr><td>一般管理費等率</td><td>25.13%</td><td>(2)の算定式により算出された率</td><td>10.63%</td></tr>
</table>
(2) 算定式
Gp ＝ −5.21826 × LOG(Cp) ＋ 60.08343 (%)
ただし, Gp:一般管理費等率(%)
Cp:工事原価(単位円)
(注)Gp の値は, 小数第3位を四捨五入して2位止めとする。
追記
第８章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算
本章については、以下による。
・建設工事積算基準／第Ｉ編／第10 章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</td>
<td>第７章　空港請負工事における現場環境改善費の積算
① 空港請負工事における現場環境改善費の積算
(令和8年7月31日まで適用)
空港請負工事積算基準による。

(令和8年8月1日以降適用)
1. 現場環境改善費
1－1 対象となる現場環境改善内容
工事に伴い実施する仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携の現場環境改善を対象とする。
1－2 適用の範囲
工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、現場環境改善を必要とする場合に適用する。
1－3 積算方法
(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

1)積算方法は以下のとおりとする。
K＝i･Pi＋α
K:現場環境改善費
i:現場環境改善費率(単位:％ 小数第3位四捨五入し、第2位とする)
i＝36087. 20･Pi―0. 5890
Pi:対象額(直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分)＋支給品
(共通仮設費対象分)＋事業損失防止施設費)
α:積上げ計上分
2)率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目(仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携)毎に1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。
3)積上げ計上分(α)に計上されるものは、別表－1以外で避暑(熱中症予防)・防寒対策に関する費用及び特別な現場環境改善を行うための費用とする。なお、避暑(熱中症予防)・防寒対策に関する費用については、1－4を参照とし、特別な現場環境改善を行うための費用については、別表－2を参照のこと。
4)現場環境改善に関する費用の対象額は50億円を限度とする。

(2)設計変更について
率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。また、積み上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</td>
</tr>
</table>

令和7年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和8年7月１５日

ページ	改定前（令和8年7月31日まで適用）	改定後（令和8年8月1日以降適用）
12-2 第12編　空港 第12-1編　空港土木 第７章 空港請負工事における現場環境改善費の積算		1－4 避暑(熱中症予防)・防寒対策に関する費用について (1)積算方法 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 100%を上限とする。 (2)留意事項 1)熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。 2)購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 3)施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。 別表-1 追記 計上費目：仮設備関係 実施する内容(率計上分)：1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減 計上費目：営繕関係 実施する内容(率計上分)：1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導警備員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実 計上費目：安全関係 実施する内容(率計上分)：1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策 計上費目：地域連携 実施する内容(率計上分)：1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等) 別表-2 計上費目：仮設備関係 特別に実施する内容の例(積上げ計上分)：見学用ステージ、見学路用の疑似階段・カラー舗装、敷石及び見学者専用駐車場等の設置 計上費目：地域連携 特別に実施する内容の例(積上げ計上分)：インフォメーション施設等の設置及び管理運営(この施設の中に含まれるテレビ、完成予想図を含む)

令和7年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和8年7月１５日

ページ	改定前（令和8年7月31日まで適用）	改定後（令和8年8月1日以降適用）
13-21 第13編　農業農村整備編 第１章　総則 ⑨土木請負工事における 現場環境改善費の積算	3 積算方法 （1）現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 K＝i・Pi＋α ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：%、小数第３位四捨五入２位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て） 対象額：Pi ／ 現場環境改善費率：i（%） 直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額 ／ ５億円以下の場合 ／ $i=504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$ 直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額 ／ ５億円を超える場合 ／ 0.43 イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（ただし、いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で５項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 ウ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の５０%を上限とする。 エ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策の費用及び現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。	3 積算方法 （1）現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 K＝i・Pi＋α ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：%、小数第３位四捨五入２位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て） 対象額：Pi ／ 現場環境改善費率：i（%） 直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額 ／ ５億円以下の場合 ／ $i=392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$ 直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額 ／ ５億円を超える場合 ／ 0.34 イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で４項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 ウ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。 なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。 エ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策の費用及び現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

令和7年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和8年7月１５日

ページ	改定前（令和8年7月31日まで適用）	改定後（令和8年8月1日以降適用）
13-22 第13編　農業農村整備編 第１章　総則 ⑨土木請負工事における 現場環境改善費の積算	（２）　設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。 （３）　その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）」による。 【別表】 計上項目：実施する内容（率計上分） 仮設備関係：用水・電力等の供給設備／緑化・花壇／ライトアップ施設／見学路及び椅子の設置／昇降設備の充実／環境負荷の低減 営繕関係：現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）／労働者宿舎の快適化／デザインボックス（交通誘導警備員待機室）／現場休憩所の快適化／健康関連設備及び厚生施設の充実等 安全関係：工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）／盗難防止対策（警報器等）／携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等） 地域連携：完成予想図／工法説明図／工事工程表／デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）／見学会等の開催（イベント等の実施含む）／見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営／パンフレット・工法説明ビデオ／社会貢献／地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）	（２）　設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。 （３）　その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）」による。 【別表】 計上項目：実施する内容（率計上分） 仮設備関係：昇降設備の充実／環境負荷の低減／ＩＣＴ設備の充実／作業負荷の低減 営繕関係：現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）／労働者宿舎の快適化／現場休憩所の快適化（交通誘導員待機室を含む）／衛生設備・厚生施設の充実等 安全関係：工事標識・照明等安全施設の充実／盗難防止対策／携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等）／健康関連施設の充実／野生生物・害虫対策等 地域連携：広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、ＰＲ看板等）／見学会・イベント当の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）／社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む）／現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

改定